

## 《稚内市いじめ防止基本方針》策定の概要

### I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「子育て運動の目的」に加え、『すべての児童生徒が「自分は必要とされている」と感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるよう』、いじめ防止を推進することを記載。

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策に関する基本理念について記載。

- ・いじめはすべての児童生徒に関係する問題である
- ・いじめは許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにする
- ・関係機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指す

#### (2) いじめの定義

いじめ対策防止推進法に規定されるいじめの定義を理解するとともに、いじめを理解するにあたっての留意点を記載。

#### (3) いじめの具体的な態様

具体的な態様を8つに分け記載。

警察との連携が必要な項目が含まれるため、警察との連携体制構築の必要性について記載。

行為自体の問題性での判断ではなく、それらがもたらす心身の苦痛を見据えて判断して取り組むことを記載。

#### (4) いじめの要因

いじめの要因を考えるにあたっての留意事項を5つに分け記載。

#### (5) 重大事態

いじめ対策防止推進法に規定される重大事態について記載。

5つの例示から総合的に判断し、当該いじめ行為が重大事態となる場合がある旨記載。

#### (6) いじめの解消

少なくとも2つの要件が満たされていることの必要性と、単に謝罪をもって解消したとしないことについて記載。

## 2 稚内市教育委員会、学校、家庭の責務

### (1) 稚内市教育委員会の責務

法や国のいじめ防止等のための基本的な方針、北海道いじめ防止基本方針等を踏まえた取組みを記載。

- ・学校いじめ防止基本方針に係る指導
- ・教職員育成のための研修会の実施
- ・組織対応に係る指導

## 《稚内市いじめ防止基本方針》策定の概要

### (2) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員の責務について記載。

学 校)・学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公開し、年1回以上の方針の点検と見直しを図る

- ・積極的ないじめの認知
- ・組織的対応

教職員)・組織的判断のもと迅速に対応する

- ・いじめに係る情報の記録、学校いじめ対策組織への報告

### (3) 家庭の責務

保護者に望まれる取組みについて記載。

- ・基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付ける
- ・生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候の把握
- ・学校と連携し、適切な方法により解決に努める

## II 対策の内容に関する事項

### 1 基本方針

### 2 組織の設置

#### (1) 校内いじめ対策委員会(各学校)

組織的対応を図るため、校内いじめ対策委員会の設置及び役割の記載。

- ・児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめ解消までの支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランの策定

#### (2) 稚内市いじめ問題対策委員会(稚内市教育委員会)

第三者委員会の設置及び役割について記載。

- ・事実関係を明確にするための調査
- ・調査に基づいた対応策の決定
- ・調査結果及び対処の状況を市長へ報告

### 3 重大事態への対処

学校、市教委、その他関係機関との連携等、重大事態に迅速に対応するための対処法を記載